

令和5年度 指名停止措置一覧

対象事業者名	指名停止期間	措置要件	適用条項	措置理由
木本工業株式会社 代表取締役 木本 善章 高知市鷹匠町1-2-51	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社ジオテク 代表取締役 長崎 良信 高知市南御座2-22	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
興和技建株式会社 代表取締役 久保田 一水 高知市小津町7-1	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
長崎テクノ株式会社 代表取締役 長崎 正和 高知市若松町1705	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
構営技術コンサルタント株式会社 代表取締役 水野 隆之 高知市本宮町105-23	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社第一コンサルタンツ 代表取締役 右城 猛 高知市介良甲828-1	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
有限会社草苺地工 代表取締役 梶屋 慶男 吾川郡仁淀川町長者丙1932-1	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社高建総合コンサルタント 代表取締役 田中 朱美 四万十市駅前町2-3	10月 (令和5年11月1日から 令和6年7月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社地研 代表取締役 中根 久幸 高知市円行寺25	5月 (令和5年11月1日から 令和6年2月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社四国トライ 代表取締役 松尾 俊明 高知市南川添17-21	5月 (令和5年11月1日から 令和6年2月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
株式会社相愛 代表取締役 永野 敬典 高知市重倉266-2	3月 (令和5年11月1日から 令和5年12月28日まで)	独占禁止法 違反行為	措置要綱別表第2第4 号イ該当	「独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為」高知県内における工事等に係る違反行為に該当するため ※指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、公正取引委員会より独占禁止法違反と認定された後、措置要綱第11条の規定に基づき令和5年9月29日から10月31日までの間が指名停止期間に算入されることによる。